

東北学院大学工学部履修細則

2020年度以降入学生適用

(趣 旨)

第1条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、2020年度東北学院大学（以下「本学」という。）工学部に入学した学生から適用する履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業要件)

第2条 卒業単位は124単位以上を修得しなければならない。

第3条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

機械知能工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10		38
		知的基礎	10		
	学科教養科目	人文社会	10		
		自然科学	8		
地域教育科目			2		
外国語科目		第1 類（必修）	4		
学部共通専門科目			28		
学科専門科目	専門基盤科目		26		52
	応用数学科目		2		
	専門応用科目	材料・設計工学科目	4	16	
		熱・流体工学科目	4		
		生体・制御工学科目	4		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1 類～第2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計8 単位まで)					
卒業単位					124

電気電子工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10		38
		知的基礎	10		
	学科教養科目	人文社会	10		
		自然科学	8		
地域教育科目			2		
外国語科目		第 1 類（必修）	4		
学部共通専門科目			28		
学科専門科目	基礎科目		26		52
	基盤科目	第 1 類		8	
		第 2 類	4		
	応用科目		10		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)					
卒業単位					124

環境建設工学科 環境土木コース

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第 1 類（必修）	4	
学部共通専門科目			28	
学科専門科目	環境土木コース 専門科目	必修科目	30	52
		専門基盤・基盤科目	8	
		環境・社会基盤工学 科目	6	
		専門関連科目		
	関連科目			
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、 保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建 設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

環境建設工学科 建築コース

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第1類（必修）	4	
学部共通専門科目			28	
学科専門科目	建築コース専門 科目	建築設計製図	7	52
		建築計画	8	
		建築環境工学	2	
		建築設備	2	
		構造力学	7	
		建築一般構造	4	
		建築材料	2	
		建築生産	2	
		建築法規	2	
		建築関連	8	
	関連科目			
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、 保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建 設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 (合計8単位まで)				
卒業単位			124	

情報基盤工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第 1 類（必修）	4	
学部共通専門科目※			28	
学科専門科目	情報基盤工学基礎科目群		13	52
	情報工学科目群		10	
	通信工学科目群		11	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

※「物理学Ⅱ」、「自然科学実験ファンダメンタルズ」、「微分方程式」、「フーリエ解析」、「確率統計学」、「プログラミング応用」、「工業英語」から6単位以上を含むこと。

(学年時履修単位の登録上限)

第4条 各学年に、履修登録できる卒業単位に算入される単位数の上限は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりにする。ただし、第8条第4号の科目については、これらの単位数に算入しない。

- (1) 1年次 44単位
- (2) 2年次 44単位
- (3) 3年次 44単位
- (4) 4年次 48単位

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、外国語科目第3類、教育職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目については、卒業単位に含めない。

(進級要件)

第5条 4年次進級には、次に掲げる全ての要件を満たして、100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目、外国語科目第1類～第2類から40単位以上を修得すること。
- (2) 学部共通専門科目から22単位以上を修得すること。
- (3) 学科専門科目から38単位以上を修得すること。
- (4) 次に掲げる学科及びコースに応じ、指定の科目の単位を全て修得すること。ただし、これらの単位は(2)(3)の単位に含めて良い。

ア 機械知能工学科 機械知能工学実験Ⅰ、機械知能工学実験Ⅱ、機械設計製図及びジュニアセミナー

イ 電気電子工学科 電気・電子工学実験Ⅰ、電気・電子工学実験Ⅱ、電気・電子工学実験Ⅲ及び電気・電子工学実験Ⅳ

ウ 環境建設工学科環境土木コース 環境建設工学実験、環境建設工学設計製図及びジュニアセミナー

エ 環境建設工学科建築コース 建築設計製図Ⅰ、建築設計製図Ⅱ、建築設計製図Ⅲ及びジュニアセミナー

オ 情報基盤工学科 情報数理演習Ⅰ（線形代数学）、情報数理演習Ⅱ（微分積分学Ⅰ）、情報数理演習Ⅲ（微分積分学Ⅱ）、ソフトウェア開発演習Ⅰ及びジュニアセミナー

2 前項に規定する進級に必要な単位数には、第3条に示された卒業の資格を得るために必要な修得単位数を超えて修得した単位は含まれない。

(教職課程)

第6条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第21条別表第2及び第30条別表第3に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 半期開講科目（前期又は後期で完結の講義）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に応じ当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならない科目）
- (2) 選択必修科目（指定された科目から、定められた単位数を修得しなければならない科目）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得する科目）
- (4) 教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目（修得しても卒業所要単位に含まれない科目）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、年度によって、特定の科目を開講しないことがある。

(履修登録届)

第10条 受講のためには、定められた期間に科目登録を行うものとする。

- 2 正当な理由無くして前項の手続を行わない者は、授業等を受講することができない。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第11条 授業科目の履修登録は学年の始めに通年分を行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

- 2 前項による修正登録は、第4条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。
- 3 登録済の通年科目は、修正することができない。
- 4 登録者数を制限している科目の追加登録は、できない場合がある。
- 5 修正登録は定められた期間に行うものとする。
- 6 履修辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。

(原級止者の履修)

第12条 原級止者は原年次未修得学科目のほかに、4年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得学科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる4年次学科目の単位数は第4条第3号に規定する範囲内とする。
- 3 原級止者が履修できる学科目は、卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱを除く4年次科目とする。
- 4 原級止者が4年次の学科目を履修する場合は、科目登録の際その履修する学科目を学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第13条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該年度の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第14条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、教授会の議を経て学部の単位として認定することができる。この場合において、単位認定は別表に従い行う。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、平素の学業と試験等により所定の単位を与える。

(新入生の既修得単位の認定)

第16条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の1年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、教授会の議を経て30単位を限度として、認定することができる。

(大学又は短期大学における授業科目の履修)

第16条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この規程の第16条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条の3 本学が指定する英語の検定試験で一定の成績を修めた者が、所定の期間内に単位認定の申請を行い、その

申請が認められた場合、学則第24条の5第1項に基づき、これを本学における授業科目の履修とみなし、外国語科目第1類英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA及び英語ⅡBのうち未履修科目2単位まで単位を与えることができる。この場合において、単位認定された科目の成績評価は、別表2に基づき行う。

- 2 前項に定める申請は、申請を受け付ける月の1日から遡って24か月以内に認定された検定試験に限り、在学中1度のみとする。ただし、認定証に認定日の記載がない検定試験については、受験日を認定日とみなすことができる。
- 3 第1項に基づいて1年次に英語ⅡA及び英語ⅡBの単位が認められた場合は、2年次の履修科目登録において、登録上限単位数にこの2科目の単位を含めないものとする。
- 4 第1項の規定により修得した単位は、前2条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものと同みなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、2020年4月1日から施行する。

附則（令和3年10月15日改正第148号）

この細則は、2021年10月15日から施行し、2021年4月1日から適用する。

別表1 編入学生の包括認定について

編入学生の包括認定 50～62単位（包括50単位・読替え12単位）

科目区分 \ 単位数	機械知能工学科			電気電子工学科			環境建設工学科			情報基盤工学科		
	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	38	18	20	38	18	20	38	18	20	38	18	20
地域教育科目	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2
外国語科目 第1類	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
学部共通専門科目	80	30	50	80	30	50	80	30	50	80	30	50
学科専門科目												
合 計	124	50	74	124	50	74	124	50	74	124	50	74

※読替え12単位（対応科目があれば包括認定に加える）

別表2 （第17条の3関係）

試験名称	成績評価への換算スコア（上段は英語ⅠA、英語ⅠB、下段は英語ⅡA、英語ⅡB）			
	90点	95点	100点	
	85点	90点	95点	100点
ケンブリッジ英語検定	140-	147-	153-	160-
実用英語技能検定（一次+二次）	2級(1980-)	2級(2088-)	2級(2196-)	準1級(2304-)
GTEC	960-	1037-	1113-	1190-
IELST	4.0-	4.5-	5.0-	5.5-
TEAP	225-	253-	281-	309-
TEAP CBT	420-	480-	540-	600-
TOEFL iBT	42-	52-	62-	72-
TOEIC(L&R)/TOEIC(S&W)	790-	891-	994-	1095-

○単位制度とは（根拠）

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。これを事前、事後の学習と呼んでいます。しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

履 修 細 則

工学部（2019（平成 31）年度入学生より適用）

（趣 旨）

第 1 条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第 21 条の規定に基づき、2019（平成 31）年度東北学院大学（以下「本学」という。）工学部に入学した学生から適用する履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第 2 条 卒業単位は 124 単位以上を修得しなければならない。

第 3 条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

機械知能工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10		38
		知的基礎	10		
	学科教養科目	人文社会	10		
		自然科学	8		
地域教育科目			2		
外国語科目		第 1 類（必修）	4		
学部共通専門科目			28		
学科専門科目	専門基盤科目		26		52
	応用数学科目		2		
	専門応用科目	材料・設計工学科目	4	16	
		熱・流体工学科目	4		
		生体・制御工学科目	4		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)					
卒業単位					124

電気電子工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10		38
		知的基礎	10		
	学科教養科目	人文社会	10		
		自然科学	8		
地域教育科目			2		
外国語科目		第 1 類（必修）	4		
学部共通専門科目			28		
学科専門科目	基礎科目		26		52
	基盤科目	第 1 類		8	
		第 2 類	4		
	応用科目		10		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)					
卒業単位					124

環境建設工学科 環境土木コース

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第 1 類（必修）	4	
学部共通専門科目			28	
学科専門科目	環境土木コース 専門科目	必修科目	30	52
		専門基盤・基盤科目	8	
		環境・社会基盤工学科 科目	6	
		専門関連科目		
	関連科目			
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、 保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建 設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

環境建設工学科 建築コース

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第1類（必修）	4	
学部共通専門科目			28	
学科専門科目	建築コース専門 科目	建築設計製図	7	52
		建築計画	8	
		建築環境工学	2	
		建築設備	2	
		構造力学	7	
		建築一般構造	4	
		建築材料	2	
		建築生産	2	
		建築法規	2	
		建築関連	8	
	関連科目			
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、 保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建 設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 (合計8単位まで)				
卒業単位			124	

情報基盤工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第 1 類（必修）	4	
学部共通専門科目※			28	
学科専門科目	情報基盤工学基礎科目群		13	52
	情報工学科目群		10	
	通信工学科目群		11	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

※「物理学Ⅱ」、「自然科学実験ファンダメンタルズ」、「微分方程式」、「フーリエ解析」、「確率統計学」、「プログラミング応用」、「工業英語」から 6 単位以上を含むこと。

(学年時履修単位の登録上限)

第 4 条 各学年に、履修登録できる卒業単位に算入される単位数の上限は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりにする。ただし、第 8 条第 4 号の科目については、これらの単位数に算入しない。

- (1) 1 年次 44 単位
- (2) 2 年次 44 単位
- (3) 3 年次 44 単位
- (4) 4 年次 48 単位

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、3 年次に 48 単位まで履修登録することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、外国語科目第 3 類、教育職員免許状の教科に関する科目及び教職等に関する科目については、卒業単位に含めない。

(進級要件)

第 5 条 4 年次進級には、次に掲げる全ての要件を満たして、100 単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類から 40 単位以上を修得すること。
- (2) 学部共通専門科目から 22 単位以上を修得すること。
- (3) 学科専門科目から 38 単位以上を修得すること。
- (4) 次に掲げる学科及びコースに応じ、指定の科目の単位を全て修得すること。ただし、これらの単位は(2)(3)の単位に含めて良い。

ア 機械知能工学科 機械知能工学実験Ⅰ、機械知能工学実験Ⅱ、機械設計製図及びジュニアセミナー

イ 電気電子工学科 電気・電子工学実験Ⅰ、電気・電子工学実験Ⅱ、電気・電子工学実験Ⅲ及び電気・電子工学実験Ⅳ

ウ 環境建設工学科環境土木コース 環境建設工学実験、環境建設工学設計製図及びジュニアセミナー

エ 環境建設工学科建築コース 建築設計製図Ⅰ、建築設計製図Ⅱ、建築設計製図Ⅲ及びジュニアセミナー

オ 情報基盤工学科 情報数理演習Ⅰ（線形代数学）、情報数理演習Ⅱ（微分積分学Ⅰ）、情報数理演習Ⅲ（微分積分学Ⅱ）、ソフトウェア開発演習Ⅰ及びジュニアセミナー

2 前項に規定する進級に必要な単位数には、第 3 条に示された卒業の資格を得るために必要な修得単位数を超えて修得した単位は含まれない。

(教職課程)

第 6 条 教育職員免許状授与の資格を得るためには、学則第 21 条別表第 2 及び第 30 条別表第 3 に従い、所定の単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、次の各号に掲げる名称に応じ、当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 半期開講科目（前期又は後期で完結の講義）

(授業科目)

第8条 授業科目は、次の各号に掲げる名称に応じ当該各号に定めるものを意味する。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならない科目）
- (2) 選択必修科目（指定された科目から、定められた単位数を修得しなければならない科目）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得する科目）
- (4) 教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目（修得しても卒業所要単位に含まれない科目）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、年度によって、特定の科目を開講しないことがある。

(履修登録届)

第10条 受講のためには、定められた期間に科目登録を行うものとする。

- 2 正当な理由無くして前項の手続を行わない者は、授業等を受講することができない。

(履修登録の修正及び履修辞退)

第11条 授業科目の履修登録は学年の始めに通年分を行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

- 2 前項による修正登録は、第4条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。
- 3 登録済の通年科目は、修正することができない。
- 4 登録者数を制限している科目の追加登録は、できない場合がある。
- 5 修正登録は定められた期間に行うものとする。
- 6 履修辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。

(原級止者の履修)

第12条 原級止者は原年次未修得学科目のほかに、4年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得学科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる4年次学科目の単位数は第4条第3号に規定する範囲内とする。
- 3 原級止者が履修できる学科目は、卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱを除く4年次科目とする。
- 4 原級止者が4年次の学科目を履修する場合は、科目登録の際その履修する学科目を学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科、復学、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第13条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該年度の学科課程表及び履修細則を適用する。ただし、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学生の履修)

第14条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。この場合において、単位認定は別表に従い行う。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、平素の学業と試験等により所定の単位を与える。

(新入生の既修得単位の認定)

第16条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、教授会の議を経て30単位を限度として、認定することがある。

(大学又は短期大学における授業科目の履修)

第16条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 4 前3項の規定により修得した単位の取扱いについては、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この規程の第16条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条の3 実用英語技能検定、TOEFL、TOEICにおいて、学部で定める基準以上の評価を修得した場合には、学則第24条の5の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 第1項の規定により、実用英語技能検定2級以上、TOEFLのComputer-Based Total 150点以上、TOEFLのPaper-Based Total 470点以上、TOEFLのInternet-Based Total 52点以上、TOEIC 500点以上のいずれかの場合、申請により2単位を認定する。
- 3 第1項の規定により、実用英語技能検定準1級以上、TOEFLのComputer-Based Total 173点以上、TOEFLのPaper-Based Total 500点以上、TOEFLのInternet-Based Total 61点以上、TOEIC 600点以上のいずれかの場合、申請により4単位を認定する。
- 4 第2項の規定による申請が認められた場合、その時点で英語ⅠAと英語ⅠB又は英語ⅡAと英語ⅡBの単位を認定する。ただし、英語ⅠAと英語ⅠBの単位を取得していない場合は、英語ⅠAと英語ⅠBの単位を認定するものとする。
- 5 第3項の規定による申請が認められた場合、その時点で英語ⅠAと英語ⅠB及び英語ⅡAと英語ⅡBの4単位を認定する。ただし、英語ⅠAと英語ⅠBあるいは英語ⅡAと英語ⅡBのいずれかの単位を既に修得している場合は、単位を修得していない科目の単位を認定する。
- 6 前2項の規定により修得した単位は、前2条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。

[別表] 編入学生の包括認定について

編入学生の包括認定 50～62単位（包括50単位・読替え12単位）

科目区分 \ 単位数	機械知能工学科			電気電子工学科			環境建設工学科			情報基盤工学科		
	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位	卒業要件単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
教養教育科目	38	18	20	38	18	20	38	18	20	38	18	20
地域教育科目	2	0	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2
外国語科目 第1類	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2
学部共通専門科目 学科専門科目	80	30	50	80	30	50	80	30	50	80	30	50
合 計	124	50	74	124	50	74	124	50	74	124	50	74

※読替え12単位（対応科目があれば包括認定に加える）

○単位制度とは（根拠）

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。これを事前、事後の学習と呼んでいます。しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

履 修 細 則

工学部（平成 29 年度入学生より適用）

（趣 旨）

第 1 条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第 21 条の規定に基づき、平成 29 年度東北学院大学（以下「本学」という。）工学部に入学した学生から適用する履修に関し必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第 2 条 卒業単位は 124 単位以上を修得しなければならない。

第 3 条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

機械知能工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10		38
		知的基礎	10		
	学科教養科目	人文社会	10		
		自然科学	8		
地域教育科目			2		
外国語科目		第 1 類（必修）	4		
学部共通専門科目			28		
学科専門科目	専門基盤科目		26		52
	応用数学科目		2		
	専門応用科目	材料・設計工学科目	4	16	
		熱・流体工学科目	4		
		生体・制御工学科目	4		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)					
卒業単位					124

電気電子工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10		38
		知的基礎	10		
	学科教養科目	人文社会	10		
		自然科学	8		
地域教育科目			2		
外国語科目		第 1 類（必修）	4		
学部共通専門科目			28		
学科専門科目	基礎科目		26		52
	基盤科目	第 1 類		8	
		第 2 類	4		
	応用科目		10		
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)					
卒業単位					124

環境建設工学科 環境土木コース

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第 1 類（必修）	4	
学部共通専門科目			28	
学科専門科目	環境土木コース 専門科目	必修科目	30	52
		専門基盤・基盤科目	8	
		環境・社会基盤工学 科目	6	
		専門関連科目		
	関連科目			
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、 保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建 設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

環境建設工学科 建築コース

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第1類（必修）	4	
学部共通専門科目			28	
学科専門科目	建築コース専門 科目	建築設計製図	7	52
		建築計画	8	
		建築環境工学	2	
		建築設備	2	
		構造力学	7	
		建築一般構造	4	
		建築材料	2	
		建築生産	2	
		建築法規	2	
		建築関連	8	
	関連科目			
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第1類～第2類、 保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建 設工学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他 大学開講科目 (合計8単位まで)				
卒業単位			124	

情報基盤工学科

教養教育科目	TG ベーシック	人間的基礎	10	38
		知的基礎	10	
	学科教養科目	人文社会	10	
		自然科学	8	
地域教育科目			2	
外国語科目		第 1 類（必修）	4	
学部共通専門科目※			28	
学科専門科目	情報基盤工学基礎科目群		13	52
	情報工学科目群		10	
	通信工学科目群		11	
教養教育科目、地域教育科目、外国語科目第 1 類～第 2 類、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

※「物理学Ⅱ」、「自然科学実験ファンダメンタルズ」、「微分方程式」、「フーリエ解析」、「確率統計学」、「プログラミング応用」、「工業英語」から6単位以上を含むこと。

(学年時履修単位の登録上限)

第4条 各学年に、履修登録できる卒業単位に算入される単位数の上限を、次に定めるとおりにする。ただし、第8条4項の科目については、これらの単位数に算入しない。

- (1) 1年次では44単位
- (2) 2年次では44単位
- (3) 3年次では44単位
- (4) 4年次では48単位

2 前項の規定にかかわらず、編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録することができる。

(進級要件)

第5条 4年次進級には、次に掲げる全ての要件を満たして、100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目及び地域教育科目、外国語科目第1類～第2類から40単位以上
- (2) 学部共通専門科目から22単位以上
- (3) 学科専門科目から38単位以上

ただし、機械知能工学科は必修の機械知能工学実験Ⅰ、機械知能工学実験Ⅱ、機械設計製図及びジュニアセミナー、電気電子工学科は必修の電気・電子工学実験Ⅰ、電気・電子工学実験Ⅱ、電気・電子工学実験Ⅲ及び電気・電子工学実験Ⅳ、環境建設工学科の環境土木コースは必修の環境建設工学実験、環境建設工学設計製図及びジュニアセミナー、建築コースは、必修の建築設計製図Ⅰ、建築設計製図Ⅱ、建築設計製図Ⅲ及びジュニアセミナー、情報基盤工学科は必修の情報数理演習Ⅰ（線形代数学）、情報数理演習Ⅱ（微分積分学Ⅰ）、情報数理演習Ⅲ（微分積分学Ⅱ）、ソフトウェア開発演習Ⅰ及びジュニアセミナーを、それぞれ必ず修得していること。

2 第1項に規定する進級に必要な単位数には、第3条に示された卒業の資格を得るために必要な修得単位数を超えて修得した単位は含まれない。

(教職課程)

第6条 教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、教養教育科目学科教養科目から日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目からスポーツ実技2単位、外国語科目第1類から英語コミュニケーションズ2単位を修得しなければならない。また、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を学科課程表に定める工業教職関連科目から、学則第30条（別表第3）の規定により、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分される。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 半期開講科目（前期又は後期で完結の講義）

（授業科目）

第8条 授業科目は次の各号に掲げる名称に区分される。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならない科目）
- (2) 選択必修科目（指定された科目から、定められた単位数を修得しなければならない科目）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得する科目）
- (4) 教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目（修得しても卒業所要単位に含まれない科目）

（開講基準）

第9条 授業科目は、学部が定める学年次に開講する。ただし、年度によって、特定の科目を開講しないことがある。

（履修登録届）

第10条 受講のためには、定められた期間に科目登録を行うものとする。

- 2 正当な理由無くして前項の手続を行わない者は、授業等を受講することができない。

（履修登録の修正及び履修辞退）

第11条 授業科目の履修登録は学年の始めに通年分を行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

- 2 前項による修正登録は、第4条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。
- 3 登録済の通年科目を修正することはできない。
- 4 登録者数を制限している科目の追加登録は、できない場合がある。
- 5 修正登録は定められた期間に行うものとする。
- 6 履修辞退は定められた期間内に行うものとする。取扱いについては別に定める。

（原級止者の履修）

第12条 原級止者は原年次未修得学科目のほかに、4年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得学科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる4年次学科目の単位数は第4条第3号に規定する範囲内とする。
- 3 原級止者が履修できる学科目は、卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱを除く4年次科目とする。
- 4 原級止者が4年次の学科目を履修する場合は、科目登録の際その履修する学科目を学務係に届け出て許可を受けなければならない。

（転学部・転学科・復学・再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修）

第13条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該年度の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

（編入学生の履修）

第14条 編入学生の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

（単位の認定）

第15条 単位の認定は、平素の学業と試験等により所定の単位を与える。

（新入生の既修得単位の認定）

第16条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の、本学入学前の既修得単位は、教授会の議を経て30単位を限度として、認定することがある。

（大学又は短期大学における授業科目の履修）

第16条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項から第3項までの規定により修得した単位の取扱については、学則の定めによるものとする。

- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この規程の第17条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条の3 実用英語技能検定、TOEFL、TOEICにおいて、学部で定める基準以上の評価を修得した場合には、学則第24条の5の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 第1項の規定により、実用英語技能検定2級以上、TOEFLのComputer-Based Total 150点以上、TOEFLのPaper-Based Total 470点以上、TOEFLのInternet-Based Total 52点以上、TOEIC 500点以上のいずれかの場合、申請により2単位を認定する。
- 3 第1項の規定により、実用英語技能検定準1級以上、TOEFLのComputer-Based Total 173点以上、TOEFLのPaper-Based Total 500点以上、TOEFLのInternet-Based Total 61点以上、TOEIC 600点以上のいずれかの場合、申請により4単位を認定する。
- 4 第2項の規定による申請が認められた場合、その時点で英語ⅠAと英語ⅠBあるいは英語ⅡAと英語ⅡBの単位を認定する。ただし、英語ⅠAと英語ⅠBの単位を取得していない場合は、英語ⅠAと英語ⅠBの単位を認定するものとする。
- 5 第3項の規定による申請が認められた場合、その時点で英語ⅠAと英語ⅠBおよび英語ⅡAと英語ⅡBの4単位を認定する。ただし、英語ⅠAと英語ⅠBあるいは英語ⅡAと英語ⅡBのいずれかの単位を既に修得している場合は、単位を修得していない科目の単位を認定する。
- 6 第4項及び第5項により修得した単位は、この規程の第16条、第16条の2及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、平成29(2017)年4月1日から施行する。

○単位制度とは（根拠）

大学設置基準で1単位は45時間の学習を必要とするとあります。2単位であれば90時間です。
本学は1時限を2時間の授業時間と定めていますので、15回で30時間となります。
つまり、2単位であれば90時間から30時間を引いた60時間を授業以外で学習しなければなりません。
15回の授業ですから、1回につき予習2時間、復習2時間が必要だということです。
これを事前、事後の学習と呼んでいます。
しっかりと予習、復習を行って、授業内容に理解に努めて下さい。

履 修 細 則

工学部（平成 25 年度以降入学生より適用）

（趣 旨）

第 1 条 この細則は、東北学院大学学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、平成27年度東北学院大学（以下「本学」という。）工学部に入学した学生から適用する履修に関して必要な事項を定めるものとする。

（卒業要件）

第 2 条 卒業単位は124単位以上を修得しなければならない。

第 3 条 卒業の資格を得るためには、次に掲げる授業科目及び単位を修得しなければならない。

機械知能工学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	40	
		知的基礎	10		
	第 2 類	人文社会	10		
		自然科学	10		
外国語科目		第 1 類	4	4	
学部共通専門科目			28	28	
学科専門科目	専門基盤科目		26	52	
	応用数学科目		2		
	専門応用科目	材料・設計工学科目	4		16
		熱・流体工学科目	4		
		生体・制御工学科目	4		
外国語科目、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)					
卒業単位				124	

電気情報工学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	40
		知的基礎	10	
	第 2 類	人文社会	10	
		自然科学	10	
外国語科目		第 1 類	4	4
学部共通専門科目			28	28
学科専門科目	電気・電子共通科目		26	52
	基盤科目		12	
	応用科目		14	
外国語科目、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

電子工学科

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	40
		知的基礎	10	
	第 2 類	人文社会	10	
		自然科学	10	
外国語科目		第 1 類	4	4
学部共通専門科目			28	28
学科専門科目	電気・電子共通科目		26	52
	電子工学科目		10	
	電子材料・デバイス系※		16	
	電子計測・制御系※			
外国語科目、保健体育科目、特別講義、他学部・他学科開講専門教育科目、 単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)			16	
卒業単位				124

※電子材料・デバイス系から 8 単位以上、もしくは電子計測・制御系から 8 単位以上修得すること。

環境建設工学科 環境土木コース

教養教育科目	第 1 類	人間的基礎	10	40
		知的基礎	10	
	第 2 類	人文社会	10	
		自然科学	10	
外国語科目		第 1 類	4	4
学部共通専門科目			28	28
学科専門科目	環境土木コース 専門科目	必修科目	24	52
		専門基礎科目	8	
		専門基盤科目	6	
		環境・社会基盤工学科目	6	
		専門関連科目		
	関連科目			
外国語科目、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建設工 学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

環境建設工学科 建築コース

教養教育科目	第 1 類	人間の基礎	10	40
		知の基礎	10	
	第 2 類	人文社会	10	
		自然科学	10	
外国語科目		第 1 類	4	4
学部共通専門科目			28	28
学科専門科目	建築コース 専門科目	建築設計製図	7	52
		建築計画	8	
		建築環境工学	2	
		建築設備	2	
		構造力学	7	
		建築一般構造	4	
		建築材料	2	
		建築生産	2	
		建築法規	2	
		建築関連	8	
	関連科目			
外国語科目、保健体育科目、他学部・他学科開講専門教育科目、環境建設工 学科他コース科目、単位互換の協定を締結している他大学開講科目 (合計 8 単位まで)				
卒業単位				124

(学年時履修単位の登録上限)

第4条 各学年に、履修登録できる卒業単位に算入される単位数の上限を、次に定めるとおりにする。ただし、第8条4項の科目については、これらの単位数に算入しない。

- (1) 1年次では44単位
- (2) 2年次では44単位
- (3) 3年次では44単位
- (4) 4年次では48単位

2 前項の規程にかかわらず、編入学生、転学部学生及び再入学生は、必要な指導を経たうえで、3年次に48単位まで履修登録することができる。

(進級要件)

第5条 4年次進級には、次に掲げる全ての要件をみたして、100単位以上を修得しなければならない。

- (1) 教養教育科目及び外国語科目から40単位以上
- (2) 学部共通専門科目から22単位以上
- (3) 学科専門科目から38単位以上

ただし、機械知能工学科は必修の機械知能工学実験Ⅰ、機械知能工学実験Ⅱ、機械設計製図及びジュニアセミナー、電気情報工学科は必修の電気・電子工学実験Ⅰ、電気・電子工学実験Ⅱ、電気情報工学実験Ⅰ及び電気情報工学実験Ⅱ、電子工学科は必修の電気・電子工学実験Ⅰ、電気・電子工学実験Ⅱ、電子工学実験Ⅰ及び電子工学実験Ⅱ、環境建設工学科の環境土木コースは必修の環境建設工学実験、環境建設工学設計製図及びジュニアセミナー、建築コースは、必修の建築設計製図Ⅰ、建築設計製図Ⅱ及びジュニアセミナーを、それぞれ必ず修得していること。

2 第1項に規定する進級に必要な単位数には、第3条に示された卒業の資格を得るために必要な修得単位数を超えて修得した単位は含まれない。

(教職課程)

第6条 教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、教養教育科目第2類から日本国憲法2単位及び情報リテラシー2単位、保健体育科目から1科目2単位、外国語科目第1類から英語コミュニケーションズ2単位を修得しなければならない。また、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」を学科課程表に定める工業教職関連科目から、学則第30条（別表第3）の規定により、それぞれ教育職員免許法に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

(開講科目及び期間)

第7条 開講科目は、その開講期間によって、次の各号に掲げる名称に区分される。

- (1) 通年開講科目（1年間継続の講義）
- (2) 半期開講科目（前期または後期で完結の講義）

(授業科目)

第8条 授業科目は次の各号に掲げる名称に区分される。

- (1) 必修科目（所属する学科において必ず修得しなければならない科目）
- (2) 選択必修科目（指定された科目から、定められた単位数を修得しなければならない科目）
- (3) 選択科目（学生が自由に選択修得する科目）
- (4) 教育職員免許状の教科に関する科目、教職等に関する科目（修得しても卒業所要単位に含まれない科目）

(開講基準)

第9条 授業科目は、学部が定める学年次を開講する。ただし、年度によって、特定の科目を開講しないことがある。

(履修登録届)

第10条 受講のためには、定められた期間に科目登録を行うものとする。

- 2 正当な理由無くして前項の手続を行わない者は、授業等を受講することができない。

(履修登録の修正)

第11条 授業科目の履修登録は学年の始めに通年分を行う。ただし、後期に修正登録を行うことができる。

- 2 前項による修正登録は、第4条に定める学年次履修登録制限単位を超えない範囲で行うことができる。
- 3 登録済の通年科目を修正することはできない。
- 4 登録者数を制限している科目の追加登録は、できない場合がある。
- 5 修正登録は定められた期間に行うものとする。

(原級止者の履修)

第12条 原級止者は原年次未修得学科目のほかに、4年次の学科目を履修することができる。ただし、原年次未修得学科目を優先して履修しなければならない。

- 2 原級止者が履修しうる4年次学科目の単位数は第4条第3号に規定する範囲内とする。
- 3 原級止者が履修できる学科目は、卒業研究Ⅰ及び卒業研究Ⅱを除く4年次科目とする。
- 4 原級止者が4年次の学科目を履修する場合は、科目登録の際その履修する学科目を学務係に届け出て許可を受けなければならない。

(転学部・転学科・復学・再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修)

第13条 転学部、転学科、再入学及び年度を超えて復籍をした者の履修は、当該年度の学科課程表及び履修細則を適用する。また、休学者が復学した場合は、休学時の学科課程表及び履修細則を適用する。

(編入学者の履修)

第14条 編入学者の履修については、編入年次の学科課程表及び履修細則を適用する。

- 2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、学部教授会の議を経て学部の単位として認定することがある。

(単位の認定)

第15条 単位の認定は、平素の学業と試験等により所定の単位を与える。

(新入生の既修得単位の認定)

第16条 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学者の、本学入学前の既修得単位は、学部教授会の議を経て30単位を限度として、認定することがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第16条の2 在学中に単位互換の協定を締結している他大学開講科目を履修し、単位を修得した場合には、学則第24条の3の規定に基づき、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位については、その全て、又は一部を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 学則第24条の3第2項の規定に基づき、学則第13条の規定に定める留学において修得した単位のうち、前項によって与えられた単位数を差し引いた部分については、第1項を適用し、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 第1項から第3項までの規定により修得した単位の取扱については、学則の定めによるものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定により修得した単位は、この規定の第17条及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修の単位認定)

第16条の3 実用英語技能検定、TOEFL、TOEICにおいて、学部で定める基準以上の評価を修得した場合には、学則第24条の5の規定に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 第1項の規定により、実用英語技能検定2級以上、TOEFLのComputer-Based Total 150点以上、TOEFLのPaper-Based Total 470点以上、TOEFLのInternet-Based Total 52点以上、TOEIC 500点以上のいずれかの場合、申請により2単位を認定する。

3 第1項の規定により、実用英語技能検定準1級以上、TOEFLのComputer-Based Total 173点以上、TOEFLのPaper-Based Total 500点以上、TOEFLのInternet-Based Total 61点以上、TOEIC 600点以上のいずれかの場合、申請により4単位を認定する。

4 第2項の規定による申請が認められた場合、その時点で英語ⅠAと英語ⅠBあるいは英語Ⅱの単位を認定する。ただし、英語ⅠAと英語ⅠBの単位を取得していない場合は、英語ⅠAと英語ⅠBの単位を認定するものとする。

5 第3項の規定による申請が認められた場合、その時点で英語ⅠAと英語ⅠBおよび英語Ⅱの4単位を認定する。ただし、英語ⅠAと英語ⅠBあるいは英語Ⅱのいずれかの単位を既に修得している場合は、単位を修得していない科目の単位を認定する。

6 第4項及び第5項により修得した単位は、この規程の第16条、第16条の2及び学則第24条の5の規定により本学において修得したものとみなす単位数と併せて60単位を超えないものとする。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、工学部教授会の議を経て学長が行い、常務理事会に報告するものとする。

附則

この細則は、平成25（2013）年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26（2014）年2月8日から施行し、平成25（2013）年4月1日から適用する。

附則

1. この細則は、平成27（2015）年4月1日から施行し、平成25（2013）年4月1日から適用する。

2. 第4条2項の編入学生及び再入学生については平成27（2015）年度入学生から適用し、工学部への転学部学生については平成27（2015）年度以降に転学部した学生から適用する。